

大分県・大分県警察と連携し自転車安全運転の街頭活動参加

～大分駅前で自転車出勤・通学される県民の方に自転車安全運転、自転車保険を普及・啓発～

日本損害保険協会大分損保会（会長：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 大分支店長 中島 督人）は、2022年1月に大分県と「自転車の安全で適正な利用の促進に関する連携協定」を締結し、自転車の安全で適正な利用を促進することを目的として、①大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の周知に関する事、②自転車損害賠償責任保険の情報提供及び加入の促進に関する事、③自転車の安全利用に関する交通安全教育の取組に関する事等を大分県と連携して取り組んでまいりました。

今回は、その一環として、5月の「自転車月間」にあわせて、5月30日に大分県警察等が主体となって開催された大分駅前の街頭啓発活動に参加し、自転車で出勤・通学される県民の皆さんに自転車の安全運転を呼びかけました。

街頭活動では、安全運転を呼び掛けるチラシやチェーン錠を配り、自転車の事故と盗難防止を呼びかけました。特に、昨年4月1日から道路交通法改正により全ての自転車利用者に対してヘルメット着用が努力義務化されており、大分県では他県に比べてヘルメットの着用率は高いとの調査結果はあるものの、それでも半分に満たないことからヘルメットの着用を求め、自転車の加害事故でも高額な賠償事例があることを受け、「大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、県内の自転車を利用する方に対して自転車損害賠償責任保険等の加入が義務づけられていることから、改めて自転車による加害リスクとその備えとしての自転車損賠償責任保険の重要性を呼びかけました。

大分損保会では、大分県をはじめ、関連諸団体と連携して、これからも自転車の安全利用および自転車事故のリスクと事故に備える保険について啓発活動を行ってまいります。



大分駅前の活動風景



損保協会提供チラシ